

「平成 24 年度札幌市行政評価委員会 市民参加ワークショップ」運営業務
プロポーザル実施要領

1 業務名

「平成 24 年度札幌市行政評価委員会 市民参加ワークショップ」運営業務

2 本要領の目的

本要領は、札幌市が実施する「平成 24 年度札幌市行政評価委員会 市民参加ワークショップ」運営業務の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的

市役所外部の専門家からなる札幌市行政評価委員会では、市の施策・事業の取組を評価し、必要な見直し・改善の指摘を行うが、当該委員会での評価にあたり、市民生活への密接性などから、特に市民感覚・市民目線を踏まえて判断する必要の高い事業について、市民参加型のワークショップを実施し、そこでの市民意見を、当該委員会の審議にフィードバックし、当該委員会として最終的な評価を行うものである。

本業務は、市民参加ワークショップにおける意見を行政評価委員会にフィードバックできるように、参加する市民が十分に議論できる円滑なワークショップを運営し、そのまとめを行うために、当該運営業務を委託するものである。

4 業務の概要

(1) ワークショップの規模等

ア テーマ：行政評価委員会において以下のとおり選定した。

テーマ：広報・広聴について

テーマ：児童相談所について

イ 参加者：最大 100 名程度（無作為抽出の市民 3,000 名に参加案内を送付し、参加応諾者の中から性別・年代等のバランスを配慮し選出）

(2) 業務の内容

ア 市民参加ワークショップ及び事前説明会の企画・運営

ワークショップ及び事前説明会の企画・運営、資料作成（投影資料含む）

イ 市民参加ワークショップの論点設定の支援

（平成 24 年 8 月 20 日・22 日に開催される行政評価委員会において、事業所管部局へのヒアリングや市民参加ワークショップの論点の議論が行われる。）

ウ 市民参加ワークショップの運営・進行

ワークショップの運営（メインファシリテーター、テーブルコーディネーター）、備品の手配など、実施にあたっての事前準備及び当日の進行管理等

エ ワークショップ結果の取りまとめ

結果のまとめ資料作成

- (3) 予算上限額
1,377 千円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 開催日程
ワークショップ
平成 24 年 9 月 30 日（日）： 9 時～12 時頃、 13 時半～16 時半頃
事前説明会
平成 24 年 9 月中旬に 2 回開催（1 回 3 時間程度）
- (5) 履行期間
契約締結の日から平成 24 年 10 月 31 日（水）まで

5 企画提案を求める項目

(1) 市民参加ワークショップ及び事前説明会の企画

市民が札幌市の取組についての理解を深め、行政評価委員会の論点を踏まえて、今後の取組の見直しについて、市民が円滑かつ効果的に議論するために、どのように進出し、議論を促し、どのようにまとめていくのか。

また、市民参加ワークショップの結果を行政評価委員会の議論にどのようにスムーズにつなげていくのか。

(2) 執行体制及び過去の実績

本業務を実施するにあたり、どのような実効性のある執行体制を組むことができるのか。また、本業務に関係する過去の業務実績にはどのようなものがあり、本業務にどのように活かしていくのか。

(3) その他

参加者及び傍聴者の満足度を高める観点からの工夫や市民参加ワークショップの議論を広く市民に周知するための工夫があれば提案すること。

本業務を実施するにあたり、より効率的・効果的な手法等の工夫があれば提案すること。

6 資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。ただし、数社で編成して参加する場合は、構成員すべてが(1) (2)及び(3)を満たし、構成員のいずれかが(4)を満たすこと。

- (1) 札幌市における平成 23・24 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市の指名停止を受けていないこと。
- (4) ワークショップの運営やフォーラム開催運営等についての業務実績があること。

7 一般事項

(1) 提出物

正本は、以下の ~ の構成で一式とし、1部提出すること。

副本は、以下の ~ で一式とし、10部提出すること。

提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

提出書類はすべて片面のみの記載とし、はA3判横づかいで3枚以下とする。

企画提案書等の提出について(様式1)

企画提案書

積算書(自由様式、積算根拠がわかるように記載)

類似業務等実績(自由様式、従事者ごとの実績がわかるように記載)

(2) 提出方法及び提出先

必ず持参により担当課に提出すること。(土日・祝祭日を除く。)

郵送等による受付は行わない。

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 10階北側
札幌市 市長政策室 改革推進部 推進課

(3) 提出期限

平成24年7月25日(水)(午前10時必着)

(4) その他

ア 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 同一法人からの複数の提案は認めない。

オ 申込書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は当該著作権を無償で使用できることとする。

カ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

8 質疑

平成24年7月12日(木)17時15分までに、質問書(様式任意)に要旨を簡潔にまとめ電子メールにより担当課まで送付すること。(質問の際は件名を「【質問】平成24年度札幌市行政評価委員会 市民参加ワークショップについて」と記載)

平成24年7月18日(水)までに、質問者に回答するほか、担当課ホームページに掲載する。

9 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の委員からなる「平成24年度札幌市行政評価委員会 市民参加ワークショップ」に係るプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に

において、別紙「評価基準」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（以下「入選者」という。）を選定する。

(1) 一次審査

平成 24 年 7 月 25 日（水）に提出書類による一次審査（書類審査）を実施する。

- ・ 一次審査通過の企画提案は 3 件程度とする。
- ・ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に F A X、又は E メールで通知する。
- ・ 応募件数が少数（3 社以内）の場合は、審査委員会委員長の決定により、一次審査を省略する。

(2) 二次審査

平成 24 年 7 月 26 日（木）（時間等は対象者に後日連絡）に、一次審査通過者に対し、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

- ・ 出席者は総括責任者を含む最大 3 名までとする。
- ・ プレゼンテーションは 1 社約 20 分（準備 2 分、説明 10 分、質疑 8 分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1 社あたりのプレゼンテーション時間は変わる可能性がある。）
- ・ 二次審査は、一次審査及びプレゼンテーションの結果を総合的に勘案して審査する。なお、応募者が 1 社の場合でも二次審査を実施し、本市の定める基準点に達した場合に入選者として選定する。
- ・ 二次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に F A X、又は E メールで通知する。

(3) その他

参加者が 1 社であっても、審査委員会が定める最低基準点を超えたときは、契約候補者として決定する。

10 契約の条件

業務委託契約については、企画提案書及びヒアリング内容を審査し、総合的に最も優れたと判断される企業と、別途随意契約により行うことを原則とする。ただし、企画提案にあたって虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った際には、契約の相手方としない場合がある。

また、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に本市との交渉を通じて決定する。

【問い合わせ先】

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 10 階北側

札幌市 市長政策室 改革推進部 推進課 担当：細川、長木

TEL：(011) 211-2061 FAX：(011) 218-5194

Eメール：kaikaku@city.sapporo.jp